

高石市ボランティアポイント事業アプリ導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

高石市ボランティアポイント事業アプリ導入業務

(2) 業務の目的

高石市ボランティアポイント事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に基づき、ボランティア活動による地域貢献を奨励及び支援する制度を定めることにより、地域福祉活動の担い手の確保を図ることで独居高齢者等の介護予防や孤立孤独等の対策としてのつどいの場作りの充実を図るとともに、その活動に参加される方々の介護予防にもつなげることで、生き生きとした活力のある地域づくりを推進することを目的として、令和6年度より実施している。これまで、紙のポイント手帳を用いて実施していたが、毎年、対象事業の拡充を図ることで、令和8年3月末のボランティアは649人、受入機関は110団体となっており、ポイントの管理や手帳管理など事務が煩雑となっている。今後さらなる対象者等の増加や事務の効率化のため、スマートフォン向けアプリケーションを導入する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額 8,058,000円（税込）

提案価格は上記の上限額以下とし、上限を超えた提案は失格とします。

なお、最低制限価格は設定しません。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日時点で以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) プロポーザル方式により契約しようとする業務等（以下「該当業務等」という。）の実施年度において、高石市契約規則（平成7年高石市規則第3号）（以下「契約規則」という。）第6条第1項に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。

(3) 高石市競争入札指名停止要綱（令和3年4月1日施行）による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。

(4) 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成24年高石市告示第85号）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提

出すること。

3. スケジュール（期日等の日付は全て令和8年のこと）

<1>プロポーザル実施要領等の配布（日付は全て令和8年）

- (1) 配布期間 5月25日（月）午前9時から6月5日（金）午後5時まで
- (2) 配布場所等 高石市役所保健福祉部社会福祉課の窓口または本市ホームページに掲載

<2>質問受付期間及び回答期日

- (1) 質問受付期間 5月25日（月）午前9時から6月1日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式6）で窓口に持参、電子メールにより提出
- (3) 回答期日 6月5日（金）午後5時までに本市ホームページに掲載

<3>参加表明

- (1) 提出期間 5月25日（月）午前9時から6月10日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ①参加表明書（様式1）
 - ②参加資格確認書（様式2）
 - ③法人概要（様式3）
 - ④法人の全部事項証明書（登記簿謄本）
 - ⑤法人の印鑑証明書
 - ⑥納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税《高石市内に本店・支店のない法人にあっては、納税証明書その3の3》）
 - ⑦法人定款又は寄付行為の写し
 - ⑧直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）及び業務報告書の写し
- ※④～⑧について、高石市契約規則第6条に規定する有資格者名簿（令和7・8年度分）に登録のある事業者は、提出を不要。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 窓口に持参または郵送（必着）

<4>参加資格の審査（第1次審査）及び結果通知

- (1) 日時 6月11日（木）
- (2) 審査結果の通知 6月11日（木）午後5時まで
- (3) 通知方法 メール又は電話及び文書にて通知

<5>提案書の提出

- (1) 提出期間 6月12日（金）午前9時から6月22日（月）午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ①企画提案書（様式4 表紙・内容）
別紙の仕様書や審査基準を踏まえ、必要な事項を具体的かつ簡潔に記載すること。
 - ②本業務の実施体制（様式5）
- (3) 提出部数 各7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出方法 窓口に持参または郵送（必着）

<6>参加表明した事業者が多数の場合（3者を超える場合）の予備審査

参加表明をした事業者が3者を超えた場合は、選定委員会において提出された提案書においてまず審査し、各委員の合計点数の高い上位3者を選定し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとする。なお、審査の結果、合計点数が同点となり3者に選定できない場合は、「審査項目3実施内容・体制」の合計点数が高い者を上位とし、「審査項目3実施内容・体制」の合計得点も同点の場合は、提案価格の低いものを上位とし、さらに提案価格も同額であった場合は、再度各委員から意見を踏まえ3者を選定するものとする。

＜7＞プレゼンテーション・ヒアリングの開催通知

- (1)開催通知 6月26日（金）午後5時まで
- (2)通知方法 メール又は電話及び文書にて通知
- (3)その他 <6>にて予備審査を行った場合は、予備審査結果の通知も兼ねるものとする。

＜8＞プレゼンテーション・ヒアリング

- (1)開催日時 7月1日（水） 午後 ※詳細については別途通知する。
- (2)場 所 高石市役所 会議室
- (3)選考時間 1者あたり最大40分とする。
(プレゼンテーション最大20分、質疑応答最大20分)

＜9＞選定委員会による審査（第2次審査）

(1)審査方法

審査は、高石市ボランティアポイント事業アプリ導入業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングで審査し、各委員の合計点数が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。審査の結果、合計点数が同点となり最優先交渉権者を選定できない場合は、「審査項目3実施内容・体制」の合計点数が高い者を上位とし、「審査項目3実施内容・体制」の合計得点も同点の場合は、提案価格の低いものを上位とし、さらに提案価格も同額であった場合は、再度各委員から意見を踏まえ最優先権者を選定するものとする。なお、参加表明した事業者が1者であってもプロポーザルは成立するものとする。ただし、審査において、各委員の採点した合計点数の平均点が配点合計の6割に満たないときは事業者を選定しないものとする。

(2)審査基準

表1のとおり。

(3)審査結果

最優先交渉権者確定後、速やかに全提案者に審査結果を文書で通知する。なお、審査内容については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。

＜10＞契約

最優先交渉権者は、審査結果を文書で受け取った後、速やかに契約を締結するものとする。

4. 失格事由

次のいずれかに該当するものは失格とする。

- ①参加表明書提出後において、「2. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類の提出期限を守れない場合
- ③提出された提案書等が本実施要領、仕様書に適合しない場合
- ④提出書類に不正・虚偽内容がある場合
- ⑤ヒアリング実施日において欠席した場合
- ⑥審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦提案価格の上限を超えた場合

5. その他

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は参加表明した事業者の負担とする。
- (2)書類提出後の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会からの要請のあった場合はこの限りでない。
- (3)すべての提出書類は返却しない。
- (4)参加表明書提出後に辞退する場合には、辞退届（様式7）を提出すること。
- (5)採用された提案書等の著作権は、本業務の成果として高石市に帰属するものとし、その他の企画・提案については、各応募者に帰属するものとする。ただし、提出された提案書等は、高石市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(6) 提出書類に不正行為や虚偽の記載を行ったものは、高石市競争入札指名停止要綱に基づき、指名停止措置等を行うことがある。

表1

審査項目	審査内容	評価項目	配点
1 法人の業務実績 (計 20 点)	同種・類似業務の実績は十分にあるか	1-1 自治体等での似た業務実績について	10
	健全で安定的な経営がなされているか。	1-2 収支において、損益上の欠損や債務超過がないかについて	10
2 事業の趣旨 目的の理解 (計 10 点)	本事業の趣旨・目的を理解し、事業委託するに相応しい考え方が示されているか	2-1 事業に対する理解度が高く、業務に対する意欲について	10
3 実施内容・体制 (計 40 点)	十分な効果を期待できるアプリケーションやデータ活用ツールの提案となっているか。	3-1 各種機能の操作性・利便性について	10
	利用者を増やす効果的な提案となっているか。	3-2 広報手段・時期・メッセージ等について	10
	提案内容において工夫・独自性が見られるか。	3-3 提案内容の工夫・独自性について	10
	本事業を安定的に実施する上で、必要な人材や体制が確保されているか。	3-4 業務遂行な体制とノウハウについて	10
4 セキュリティー (計 20 点)	個人情報の取扱い等に係るリスクマネジメントについて、適切かつ具体的に記載されているか。	4-1 セキュリティーポリシー及びリスクマネジメント(事故の未然防止・リスク低減策等)について	10
	事故対応に係る考え方について、適切かつ具体的に記載されているか。	4-2 事故発生時の対応等について	10
5 提案価格 (計 10 点)	効率的に業務が実施でき、経費の削減につながるか。	5-1 ランニングコストは適切かについて	10
合 計			100

《問い合わせ・提出先》

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号
 高石市保健福祉部 社会福祉課 担当 西村、宮城
 電話：072-275-6283
 Email：syafuku@city.takaishi.lg.jp